

協議 1 会長の選任について

1 概要

秋田市地域公共交通協議会においては、令和5年4月1日付けで委員の改選を行ったところです。

通常、会長の選任については、委員改選後の最初の会議において、秋田市地域公共交通協議会設置要綱第4条第1項の規定に基づき、委員の互選により定めることとしていますが、書面による開催としたことから、事務局案のとおり会長を選任したく、協議するものです。

2 会長の選任（事務局案）

事務局案としては、平成25年度より本協議会の会長を務めており、本市の公共交通に対し広い見識がある日野智委員を推薦します。